

令和2年11月24日

保護者様

倉敷市教育委員会

インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて（お知らせ）

コロナ禍におけるインフルエンザの流行期を迎えるにあたり、倉敷市連合医師会、倉敷市保健所、関係機関との協議の結果、インフルエンザ治癒証明書の取扱いについて、下記の通り変更となりましたので、お知らせします。ただし、この措置については、変更されることがあります。

記

〔変更内容〕

1 医療機関による治癒証明書の中止について

インフルエンザに罹患した場合には、これまで再登校(園)の際提出して頂いた医療機関による治癒証明書は不要です。

※学校保健安全法施行規則第18条に規定するインフルエンザ以外の感染症においては、従来通り医師による治癒証明書が必要です。

※ただし新型コロナウイルス感染症については、医師による治癒証明書は不要です。主治医や保健所等の指示に従ってください。

2 インフルエンザ罹患報告書の記入・提出について

「インフルエンザ罹患報告書」（別紙）に必要事項を記入していただき、再登校(園)の際に必ず学校(園)に提出してください。

再登校(園)に当たっては、基準を適切に守っていただきますようお願いいたします。インフルエンザの登校(園)の基準は、「発症した日の翌日から5日を過ぎ、かつ平熱になってから2日(幼児にあっては3日)を過ぎるまで」と定められています。

3 インフルエンザ罹患報告書の入手方法について

以下のどちらかの方法で受け取ってください。

① 学校(園)から受け取る。

② 倉敷市ホームページ>倉敷市教育委員会>保健体育課>学校保健>インフルエンザ罹患報告書からダウンロードする。

〔注意点〕

- ・医師よりインフルエンザ(疑いを含む)と診断を受けられたら、必ず学校(園)へ連絡してください。
- ・学校(園)に連絡が入った日から、出席停止になります。さかのぼって出席停止にすることはできません。